

献呈のごとば

西村裕三先生は、平成二九年三月末日をもって定年で広島大学をご退職されました。西村先生は平成一六年、国立大学法人化と法科大学院（大学院法務研究科）発足という激動期に、広島大学に教授として着任され、以後一三年にわたり、広島大学の教育、研究にたずさわり、広島大学、大学院社会科学研究所、そして法学部に多大な貢献をされました。

教育面では、憲法をご担当され、その包容力にあふれたお人柄と幅広い学識を慕う大勢の学生を指導し、法学部、大学院社会科学研究所法政システム専攻において、数多くの優秀な人材を社会の各方面に送り出してこられました。

研究面では、カリフォルニア大学バークレー校とデューク大学への合計二年間の在外研究におけるご経験を背景に、司法審査制と平等保護の問題を中心とした日米比較憲法研究を深めました。とりわけ、アメリカの判例の分析に基づいたアフアーマティブ・アクションのご研究において、日本の学界をリードされてきたことは注目されます。

学内行政においては、平成一九年から四年間、法学部長、社会科学研究所法政システム専攻長として、さらには平成二四年から四年間、社会科学研究所科長として、日々激務をこなして部局の舵取りに心を砕かれました。この間、堪能な語学力を駆使して海外の大学との学術・教育交流の発展にも力を注がれ、中国、フランス、モロッコといった国々の有名大学との間で交流協定が締結されたことも、私たちの財産となっております。

西村先生の永年にわたる多大なご功績に感謝の意を表し、この退職記念号を献呈させていただきます。
最後に、西村先生のご健康と今後ますますのご発展を祈念いたします。

平成三十年七月吉日

広島大学法学会会長 江頭 大蔵